

# 大学図書館問題研究会 京都

京都市左京区吉田本町 京都大学教育学部図書室 (竹村心気付)  
TEL 075-751-2111 (内3013)

## 部課長制が医学図書館にもたらしたもの

渡邊 幸子

大学図書館は、大学そのものがそうであったように学科・学部が基礎となって生まれ、発展してきた。このことは個別の大学の歴史をみればよくわかる。現在、巨大な総合大学となり、その偉容を誇っている大学も例外ではない。若い図書館員の中には大学図書館の組織や制度は昔から今のようなものであったと思っている人がいるかもしれない。が、これから述べようとする国立大学の医学図書館組織や部課長制というものも、大学図書館拡充期に生まれてきたものであり、昔からこのような体制であったわけではない。

大学図書館の組織整備の歴史を医学図書館の側からみた時、新しい時代へのエポックは部局図書館から分館への移行であったと言える。雑誌「医学図書館」を溯ってみてゆくと、1963年に『本館と分館——集中性と分散制について——』と題した特集が組まれている。この時期に形式的には本館・分館として大学図書館の組織整備がほぼ完了したといえるが、実態は個々の大学によって多様であった。例えば、この特集の中で岩猿氏は不十分な組織一元化について次のように述べている。「…人事の面においては、分館職員が本館の定員に入っていない大学が48校中25校ある。また、分館の経費については、分館の置かれている

部局が負担するというのが29校である。…」<sup>①</sup>。更に言えば、大学図書館の中で研究者サービスの最前線に位置づけるべき学科図書室は、現在に至るも図書館組織の枠外にあることが多い。蚊帳の外の部分を残しながらも、分散か集中か、盛んに論議されたのもこの頃である。曰ク、図書館(員)の学内での地位を高めるためには中央集権化された強力な大学図書館を作るべきだ、又曰ク、研究者の資料要求に応えるには図書館活動のすべてを中央に集中するのはマイナスである、等々。大学図書館組織論としては、少々抽象的だが山田氏の論文が優れている。「利用者と図書館員とが相対立する形での集中・分散論ではなくむしろ両者が是非の判定に協力し合い、互いによき図書館作りに進む道を開こう」という指摘は今も新しい。<sup>②</sup>

こうした組織整備と併行して、1961年の東大、京大を皮切りに部課長制が順次導入されてゆく。衆知のように日本の大学では図書館長は全て教授である。図書館員のトップは、部課長制までは学内人事の事務長であった。事務長制から部課長制に移行するということは、図書館員の人事が、直接的にはトップに限定されるところでも、大学(学部どころではない)の手を離れ、文部省に掌握されること

を意味する。このことは医学図書館(員)にも影響を与えるはずだが、医学図書館誌上で部課長制がとりあげられた形跡はない。当時の医学図書館員は若くて自分達には関係なしと考えたのだろうか。後に、この頃の医学図書館員が続々と部課長になっていったことを想うと、この無視ぶりは意味深長である。

しかし、医学図書館近代化の中で人事が問題にならなかったわけではない。藤井氏は「…よく訓練された Reference Librarian を如何にして多数養成し且つ確保してゆくかの問題」<sup>⑤</sup>を指摘し、沙藤氏は「大学図書館における人事組織の一元化によって、医学図書館の Specialty がなし崩しにされはせぬか、という危惧<sup>〔ママ〕</sup>がある……。医学図書館の特性の伸張と、人事の交流の幸福な同調は果して期待し得るものかだろうか。それとも、たとい、人事交流が医学図書館に一時的なマイナスを与えても、将来、大学図書館員の地位向上、という結果をもたらし、ひいては、医学図書館のプラスとなると考えるべきかだろうか(筆者はこの意見だが)。……この辺の問題はさらに論じらるべきことと思う。」<sup>⑥</sup>と述べている。が、残念なことに、この問題は深められないままに、人事交流すべしの声ばかりが大きくなったのか、「医学図書館員の定着度」<sup>⑦</sup>にみられるように、分館の多い国立は単科<sup>註1</sup>の多い公・私立と異なるパターンを示す結果となった。そして、藤井氏と沙藤氏は共に後に東京大学図書館事務部長となる。

ところで前述の沙藤氏のいう医学図書館員の Speciality とは何か? 当時も現在も、大学図書館員、更には医学図書館員を養成するコースは日本の学校にはない。1981年慶応に医学文献情報学と医療情報学入門の二講座が開設されたが、当初の概要でみる限り、これで充分とは言えない。そこで現職者の研修が重要な課題となるのだが、医学図書館は最も熱心に現職者教育にとりくんできた館種であると言えるだろう。1962年から3ヶ年計画で、アメリカから講師を招聘して実施した慶応大学図書館学科生物科学図書館現職者研修、

現在も続いている研究集会(1966年第1回)、セミナー(1974年第1回)等、医学図書館協会が現職者研修に果してきた役割は大きい。協会の教育熱を刺激し、刺激されながら各加盟館もインサービストレーニングに励む。なかでも医学図書館員を医学図書館員たらしめている主題知識修得のためには、早くも1957年から実施されていた慶応北里記念医学図書館の研修の中で1960年には医化学の講義受講が開始されたのを嚆矢として、医学生・看護学生・ME技術者のための授業の聴講、理解ある先生の出張講義<sup>⑧</sup>、などいろいろな試みが行われてきた。しかも、当時から「……医学図書館員は実体のない専門知識という怪物に振廻されている感じである。専門知識が不用だということではない。どんな知識が、どの程度まで必要で、それはどんな方法で修得できるかを知るための努力が必要なのである。…」<sup>⑨</sup>という警告が発せられたが、この問題提起も指摘のままに終わっている。問題を受けて立つべきベテラン館員が「異動などで殆んどいなくなった」のである。この報告のあった阪大の場合、部課長制導入から7年後のことである。勿論、先輩から見捨てられた! 新人や中堅職員は手を拱いていたわけではなく、研究集会やセミナーに参加するだけでなく、その実行委員を担う等して力をつけていく。が、彼等も又、異動し、異動させられ、その中からすでに課長となった人も出ている。頻繁な異動、定員削減、更に機械化・学術情報システムというなかで、国立大学の医学図書館員はターミノロジーを修得するのがやっとという状況で、主題をどう深めるかまで思いを致す余裕もない。こうして、国立で最も定着度の高い職員は定員外という笑っていられない事態がもたらされた。Speciality を維持するための研修力、後輩を育てていくための教育力は、部課長制導入後明らかに低下した。沙藤氏のいう「幸福な同調は」ついに実現しなかった。定着度の高い公・私立にもいろいろ問題があるだろう。ただ長きが故に尊いわけでもない。が、そこで医学図書館員の一つ

の典型を創りあげていってほしいと期待するのは身勝手な願望だろうか。

人事交流と部課長制はたしかに一部の大学図書館員の地位を向上させた。事務長制時代、そして今も事務長制のところでは事務長の大方は図書館外から着任する。文部省人事である部課長と専門員のポストは増加し、そのうちのいくつかは図書館員が占めているから地位は向上したとも言える。しかしこのことが医学図書館にもたらしたマイナスは一時的なものだったのだろうか。医学図書館出身者が沢山部課長になっているから、人事交流と部課長制が、まわりまわって医学図書館のプラスとなったなどと言えるのだろうか。医学図書館(員)として、経験と知識の蓄積・伝達ができがなくなっている国立大学の分館の現状からは、この制度が深刻なマイナスをもたらしたと結論せざるを得ない。

注1 「医学図書館協会加盟館員名簿」から作成した。館により、電算室、標本室等の複合組織となっているところ、又、定員外・パート等が明らかでないところもあるが、記載されている通りにカウントした。女性の場合改姓が推測される時もカウントした。

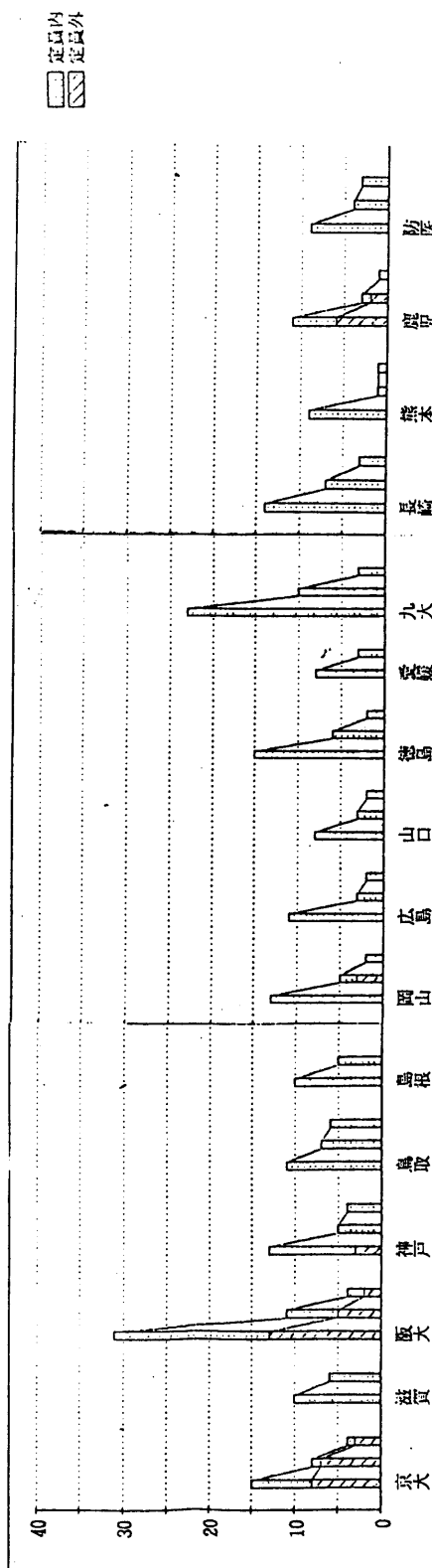
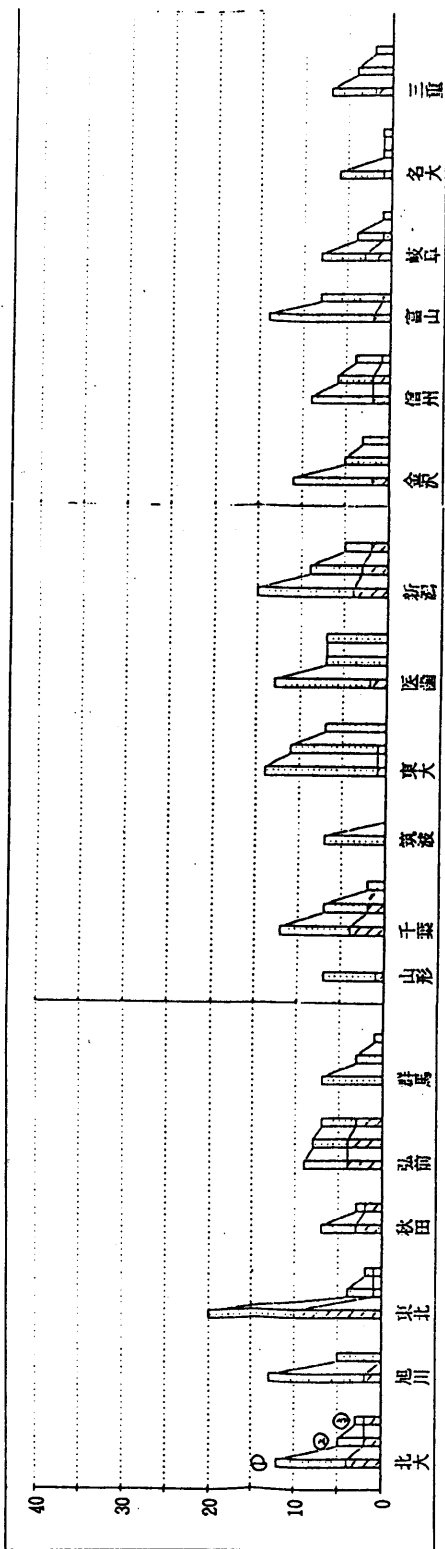
## 引用文献

- 1) 岩猿敏生：国立大学における分館制度について，医学図書館 10(3):40-41, 1963
- 2) 山田 修：大学図書館の組織構造，第2回日米大学図書館会議応募論文集，1973
- 3) 藤井和夫：機能上の問題点及び将来の方針——大阪大学——，医学図書館 11(2):73-75, 1964
- 4) 沙藤隆茂：大学における医学図書館の位置——九州大学——，医学図書館 11(2):85-89, 1964
- 5) } 大沢 充：慶応大学医学図書館における
- 8) } インサービストレーニングについて，医学図書館 13(2):107~114, 1966
- 6) 徳村泰弘：医学図書館員の知識と教育——大阪大学中之島図書館参考 業務部門の場合——，医学図書館 15(2):133~138, 1968
- 7) 大井 晴：東京女子医科大学図書館におけるインサービストレーニングについての最近の事例，医学図書館 19(4):339-342, 1972
- 9) 医学図書館員に必要な知識と教育——部門別座談会3，参考業務部門——医学図書館 15(2):114-122, 1968
- 10) 推尾俊美：In Service Training——大阪大学中之島図書館事例報告——医学図書館 19(4):349-352, 1972

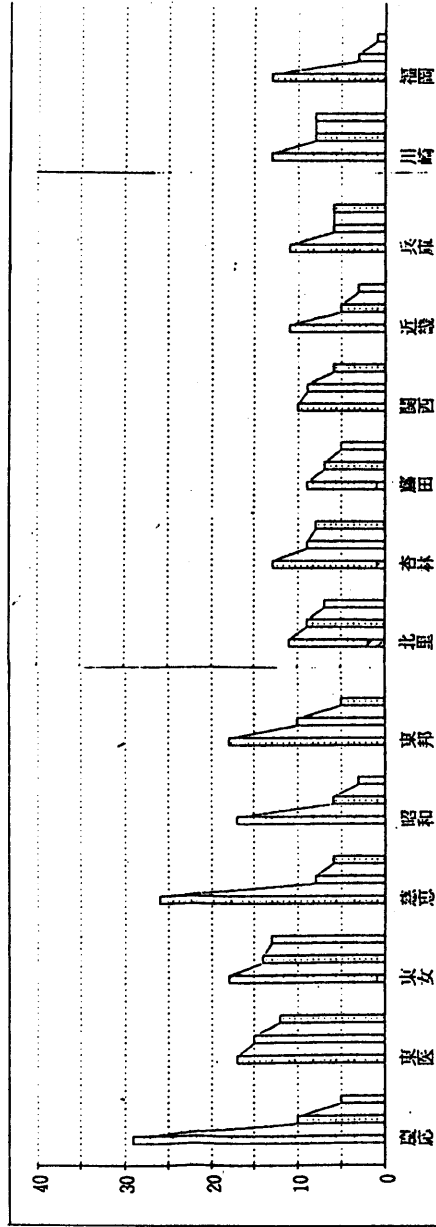
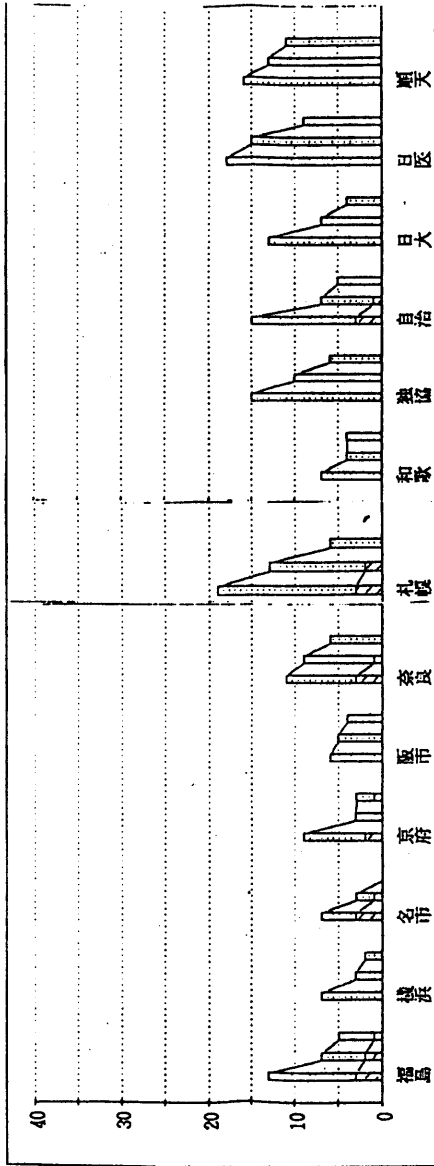
このレポートは、第15回医学図書館員セミナー(1988.8.22, 旭川)で「官僚制とプロフェッション——国立大学に医学図書館員は可能か——」と題して発表したものです。テーマの動機についてはセミナー予稿集を読んでもらいたいが、そもそも問題意識の芽ばえ、更に論点の確認・整理にあたっては、大図研・職員論ゼミに負うところ大である。これらを基に11月末までに論文にまとめるという課題がある。会員諸氏の忌憚のない批判を待っている。

(滋賀医科大学附属図書館)

医学図書館員定着度



- ①: 1987年現在の職員数
- ②: 現在のメンバーで1982年に在席した人数
- ③: 現在のメンバーで1977年に在席した人数



定員内  
定員外

# 消費税と図書館

村上 美代治

## 1 再び消費税の導入

いま、消費税導入を図るための臨時国会が開催されています。1978年から1979年にかけて大平内閣時代の日本型一般消費税が多くの反対で潰れ、また、昨年中曽根内閣時代の売上税も廃案となったにも拘らず、再び、1989年4月導入のための法案が提出されています。これは1988年度予算通過に際し、1987年4月衆議院議長による斡旋を受けて、直間比率の見直し等今後できるだけ早期にこれを実現できるよう各党協議し、最大限の努力をばらうことと、衆議院に税制改革に関する協議機関を設置し（衆院税制改革協議会として設置される）、税制改正について検討を行うことが柱となっていたこと理由によります。

1987年11月に発足した竹下内閣は中曽根政治を継承することを強調し、税制改革についても6月の「税制改革大綱」に基づいて決定したものです。消費税導入の必要性については直間比率の見直しの観点から、「ひろく、うすく」課税した方が、全体として公平であり、租税体系では、現行の直接税の比重を引き下げ、間接税の比重を引き上げるべきであるとして、21世紀の高齢化社会、福祉社会建設のためには必要不可欠であるとしています。

ところで、消費税は果して政府の説明通り公平な税制となるのでしょうか。戦後の税制はシャープ税制に基づいて民主的に実施されてきましたが、これは国民主権の尊重、平等の原則によっていました。ところが、消費税は低額所得層ほど税負担が重くなる逆進的な特徴をもっています。所得に応じた税金ではなく、消費に基づいて一般大衆の経済活動、生活行動に税金が課せられることとなります。

消費税という不公平税制は低所得者、母子家庭、年金生活者の生活を益々圧迫します。北野弘久氏が書いているとおり<sup>①</sup>、一般消費税は憲法理論的には「大きな政府」、「軍事大国」への道と不可分につながっていることを洞察すべきです。大型間接税は21世紀においてますます重要となる日本国憲法の平和主義の原理にも背反することは言うまでもありません。

## 2 消費税の特徴

今回提案されている消費税は個別消費税ではなく一般消費税であり、その中でも付加価値税方式をモデルとしています。付加価値税にはE C型の伝票式付加価値税と帳簿式付加価値税がありますが、今回の提案は伝票を使わない帳簿式付加価値税を基本としながら、納税方法の簡素化のために、年間の売上高5億円以下の事業者は簡易課税制度を選択できるようにしています。これに伴って、原則的に非課税品目を認めず、昨年の売上法案の51項目から11項目に縮小限定されています。売上税法案のときに非課税となっていた食料品、医薬品、交通料金、住宅なども全て課税対象となっていますし、国・地方公共団体、公共法人、公益法人等も非課税取引を設けないことになっています。非課税の範囲は利子、保険、土地、有価証券、資本移転、輸出取引、郵便切手および印紙、国・地方自治体等の行う許認可、届出等の手数料、社会保険診療報酬、学校教育法第1条に規定する学校のおこなう学校教育、社会福祉事業に規定する社会福祉事業にとどまっています。このように生活必需品およびサービスにも課税するという世界的稀有な税制です。税率も売上税提案の5%から3%に変更して導入しよう

としていますが、大蔵省はヨーロッパ各国のように次第にアップさせる意向を既にもっているようです。

### 3 図書資料への課税と図書館への影響

先にも触れたように、一部の例外を除いてすべての商品、サービスに課税されます。大学の場合、授業料、入学検定料を除いて、入学料、施設費、実験実習費などにも課税されますし、物品購入についても影響をもちに受けますし、これまで教育用物品には特殊用途免除の適用を受けてきましたが、今後はこの制度を利用できなくなります。このように、大学経営に直接影響を与える消費税は教育を受ける権利を著しく脅かすものであり、教職員の教育、研究、労働条件の悪化をも予想させます。国民のための大学づくり運動に水を差すものに外ありません。

勿論、消費税が導入された場合には、大学附属図書館も公立図書館と同様に、その影響を直接受けます。図書館ではカード用紙、ラベル用紙、ブッカーにいたる諸々の消耗品から複写機などの備品にまで課税されて価格に転嫁されます。特に、問題なのは図書館活動の根幹をなす図書や雑誌にも課税されることです。課税されれば、当然図書予算に大きな影響が及びますし、図書館サービスにも支障を来すことは一目瞭然です。購買力の低下やサービスの実質低下は単に図書館運営上の問題に留まらず、民主主義の砦である図書館の役割・機能低下、喪失につながっていきます。勿論、図書館との良きパートナーである書店にも影響を与えます。日本書店組合連合会では、7月26日に粉碎の総決起大会を開きました。導入されれば、生活権まで脅かされることは勿論のこと、出版文化への貢献に対する否定であるとして反対を訴えました。

### 4 ヨーロッパ諸国における図書資料への課税

ところで、外国、特にEC加盟国での状況はどの様になっているのでしょうか。EC加

盟国においては、すでに一般消費税であるEC付加価値税が導入されています。しかし、その対応は加盟各国によってまちまちです。イギリスでは、1973年にEC加盟と同時に導入されました。当初の標準税率は10%でしたが、1979年の改正によって15%となりました。ただし、特徴的なことは免税は11グループ、ゼロ税率は17グループもあり、この中には盲人・障害者専用の録音テープ、ラジオ、新聞、雑誌、書籍、定期刊行物、楽譜、地図、子供用絵本も含まれていることです。このゼロ税率はECにおいて付加価値税制の調和を図る上で最大の障害に数えられており、1992年までに統一するように勧告も出されています。

残るEC加盟各国では図書資料類は如何なる状況にあるのでしょうか。課税されていても、他の商品やサービス類と同等に課税されているのでしょうか。西ドイツやフランスでは7%の軽減税率が、オランダでは6%の軽減税率が、またイタリアでは2%の特別軽減税率が適用されています。このように生活必需品と同様に特別なものとして軽減されています。読書資料への課税は文化後進国としてみなされています。

既に触れた通り、ECは1992年に域内経済完全統合を目指しており、付加価値税についても統合に向けて勧告をおこなっています。その案によれば、標準税率は14~20%に対し、医療、教育、金融、保険は非課税、食料品、燃料、水道の他に図書、新聞、雑誌を含めた対象品目は軽減税率を適用するとしてその税率を4~9%としています。

イギリスでは、図書館協会が中心となって出版協会、書店協会、著作者協会やその他の団体と共同でキャンペーン委員会を設置して、署名を呼びかけたり、パンフレットを配布したりして活発な反対運動を行っています。同時に、EC加盟国の出版関係団体（各国の出版協会、書店協会、著作者協会、図書館協会など）は「本への課税に反対する欧州委員会」(ECATB: European Committee

Against Taxing Books) を結成して、国際的な反対運動を行っています。イギリス、アイルランドでは税率0%維持を、イタリア、ベルギーでは低率課税の維持を訴えた運動を展開しています。また、6月12日から17日までロンドンで開かれていました第23回国際出版協会総会は最終日に「1990年代の本の宣言」を採択するとともに、本への課税反対の決議をおこないました。

#### 5 図書館員にとって「消費税」とは

EC加盟各国全てに於て、図書、新聞、雑誌への課税は他の商品、サービスに比して、ゼロもしくは低率課税がおこなわれています。また、図書館サービスについては言及しませんでした。非課税扱いになっています。例えば、西ドイツでは劇場、オーケストラ、植物園、博物館、動物園とあわせて図書館についても特定の文化、研究のために行う活動とみなされて非課税になっています。イタリアも同様に図書館を含んだ科学的文化のおよび教育的活動は非課税となっています。イギリスやフランスでも同様の措置が取られています。ECは、1977年第6次指令を公布していますが、社会的配慮による免税項目として公共的文化サービスをも対象としています。非課税品目が限定されている日本では、図書館サービスである文献複写や図書館が刊行して頒布する文献目録、図録やその他の資料にも課税されるのでしょうか。今後一層検討していく必要があります。

最後に、消費税問題に関して図書館員としてどの様にとらえるべきでしょうか。たしかに、図書資料への課税は税率それ自体はEC諸国に比して低いかもしれませんが、図書という商品や図書館サービスを課税の対象にしていること、他の商品やサービスと同一なものとして捕らえていることに大きな懸念を抱かずにはおられません。残念ながら、図書館現場ではこの問題についてあまり真剣に討議されていません。今一度、図書館員として為すべきことは何なのか考えてみましょう。積

極的にこの問題について考えてみる必要があります。図書館員にとって多くの課題に取り組んでいる今こそ、問題の本質を捉えなおす絶好の機会であると言えるでしょうし、図書館員の力量が試されている時でもあります。平和問題、情報公開、人権問題など個々独立しているかのように見える問題も改めて図書館員として憲法、基本的人権の視点から見る時、個々の問題はばらばらに存在しているのではなく、全て有機的にひとつの糸でつながれていることに気づかなければなりません。同様に、消費税問題についても図書館の理念・機能・役割の観点から巨視的に捉える必要があると考えます。

#### 引用文献

- ①北野弘久 『直接税と間接税』(岩波ブックレット 105)  
岩波書店 1988

#### 参考文献

- \* 橋本徹編 『欧米各国の間接税』 納税協会連合会発行 1988
- \* 「付加価値税 イギリス 本まで課税へ」  
『赤旗』 1988年6月21日
- \* 「消費税 売上税を上回る逆進性」  
『赤旗』 1988年6月21日
- \* 「本は非課税—世界の大勢」  
『赤旗』 1988年6月27日
- \* 「『知識の泉』に消費税」  
『赤旗』 1988年7月2日
- \* 藤田 晴 『税制改革』 税務経理協会  
1987
- \* 湖東京至 「新大型間接税は希代の欠陥税制」  
『経済』 291 1988
- \* 鈴木 章 「『取引高税』から竹下「新税」まで」  
『経済』 290 1988
- \* 加藤睦夫 「国民負担の増大を当然視する  
「税制改革法」案の論理と構造」  
『経済』 293 1988



- \* 村上治充 「大増税を断じてゆるさない」  
『前衛』 567 1988
- \* 谷山治雄 「「消費税法」案の仕組み、ねらいと若干の重要問題」  
『経済』 293 1988
- \* 「VAT-lots of action and some hope」  
『Library Association Record』 89(11) 1987
- \* 「VAT on library services」  
『Library Association Record』 90(1) 1988
- \* 「Petition against VAT on books」  
『Library Association Record』 90(3) 1988  
(龍谷大学図書館)

## 大図研全国大会に参加して

井 上 雅 人

久しぶりに大図研の集会に参加しました。私は昨年から図書館の整理課に配属され、洋書を担当していますが、立命館においても学内の学術情報システムの基本計画が固まり、現在、機種選定の段階に入っています。こうした内外の電算化の進展の中で、『大学の図書館』No.176の全国大会の議案書を通読してみると、現在の大学図書館が抱える問題点が網羅されていました。特に学情システムが進展する中で、立命館においても、ややもすれば議論がこの問題に集中されがちです。しかし、問題はこれにつきるはずはなく、再度、利用者である学生、研究者のための図書館とは何か、を考えねばならない時期にきていると思っていました。私はこれまで大図研の会員とはいっても、会報さえまじめに読んでいない不届きな会員でしたが、これらを考える何らかのきっかけをつかむため、大会に参加しました。

とはいえ、学情センターを中心とする全国的な学情システムの動向は私にとって大きな問題です。大会の第1日目の全体討議では、この点に関わって、京大の竹村さんから貴重な発言がありました。それは学情システムのめざすものと日本の大学図書館の貧困な実態とのギャップ、それが大学図書館にどのような影響を及ぼすのか、さらに日米科学技術協定との関わりやあるべき方向が提起されました。

国立大学と私立大学で関わり方に違いがあるとはいえ、私にとって学情システムを考え直す貴重な意見でした。2日目の第8分科会でもネットワーク専門委員会第2次報告が簡潔にまとめられたものが資料として提出され、とても参考になりました。ただ、時間の制約から各大学の実情報告に終わってしまい、あまり議論が深められなかったことと、私の職場でこの間、常に問題となってきたOCLC等の書誌情報Utilityについて、議論にならなかったことは残念でした(この問題は、大図研では結論が出ているのでしょうか?)。その他、実際にJ-BISCを使っての分科会もおこなわれ、今後有力なTOOLとして注目されるであろうCD-ROMというものを考える上でも参考になった。3日目の主題別交流会でも、テーマ毎の専門的力をどのように獲得していくのか、という困難な問題について、各大学の貴重な経験が出されました。各分科会の報告も要領よくまとめられたものが出され、他の分科会の討議の状況がよくわかり、職場に持ち返って活用したい。

この他にも触発された事が多くあるのですが、とても言い尽くせません。ただ、利用者のための図書館、という観点から現在の立命館の図書館を考え直す契機になったことが最大の収穫でした。

(立命館大学図書館整理課)

## 全国大会に参加して

大 館 和 郎

今年の7月に入会して、大図研のことは何もわからないまま、8月の全国大会に参加させていただきました。第一印象は、予想していたような形式的でかたい雰囲気ではなく、親密で熱気のこもったものでした。常連の参加者が多いようにみうけられ、全国レベルでの会員の交流が定着しているようです。第1日目の全体会の中で決算報告がありました。少ない予算でこれだけ活発な活動がなされているのに驚きました。

第2日目の問題別分科会は、第5分科会(利用のための整理と保存)に出ました。午前中は第8分科会(電算化、学術情報システム、ネットワーク)との合同で図書館の電算化について討論したのですが、その中で焦点となったのは学術情報システムに対する評価でした。図書館の電算化に関しては個別の図書館の事情に則したさまざまな可能性が考慮されるべきだとの立場から、学術情報システムに画一的に組みこまれることに対する危惧が語られました。電算化がこれからという館にとって自分のところはおくれているのだという意識があり、他方電算化されても資料の滞貨があればこちらの方こそおくれているのだという意見も出ているように、電算化の進行具合によって意識の差がみられるようです。又パソコンがあれば自館の目録データとしてJ P - M A R C を使える J - B I S C の活用について事例報告をもとに話し合いました。使用した感想として、ヒット率はかなり高いが新刊書の場合は率が落ちる(更新データをすぐ入手できれば解決する)、文献探索、統一

標目・読みの調査、分類調査等に利用できるといったものです。私の職場でも J - B I S C は今年の6月からはいつているのですが、問題点として、印刷段階でマニュアルどおり動かないといったことがあげられます。

このように話題の中心は機械化であり、それ以前の地味な整理業務の個々の事例報告がなかったのは時代遅れのテーマになったからなのでしょうか。整理ばかりでなく保存に関してももっと話し合いたかったのですが、時間の制限もあり仕方なかったと思います。

第3日目の主題別交流会では、第2(社会係)交流会に出席しました。その中で「経済学文献季報」が休刊になった経過が報告されました。経済系図書館にとって参考業務のための貴重なツールであるだけに大変残念ですが、「季報」を編集する側の労力の大きさがたいへんなものとなり、国の機関が中心となってこのような作業を行ってける制度が必要だと思いました。

話が前後しますが、第1日目の懇親会で各支部の紹介がありました。少ないところは5、6名前後、多いところは100名以上と会員数に差がありますが、規模の大小にかかわらず日常の活動が活発におこなわれているのに感心しています。

なにぶん初めてのことなので最初は勝手がわからなかったのですが、3日間通して参加してみて大図研の輪郭のようなものがつかめてきたと思っています。

(京都学園大学図書館)

(第1章 Chemical Abstracts 第2節  
化学物質の検索についてのつづき)

### ③ Formula Index<sup>(1)</sup>

化学物質の名称はわからないが、化学構造式だけが与えられているときは、CSIを引く前に、CA索引名を知る必要がある。

Formula Indexの分子式の項目には、対応するCA索引名を知ることができる。

だから、利用者が来て、化学構造式だけがわかっている場合には、利用者に分子式をつくってもらふことによって、ある程度、物質名を絞ることができるのである。ことばをかえると、分子式は同じだが、化学構造式は異なる物質があるわけで、それ以上には絞りきれないわけではあるが……。

Formula Indexにおける見出しの分子式の配列規則は知っておかなければならない。Hill方式に従っているわけであるが、

- 化学物質が炭素を含んでいる場合は、Cを第1にし、次にHを記す(Hがある場合)。
- 炭素を含まない化学物質については、すべての元素記号をアルファベット順に記す。

分子式による検索を、DIALOGでやるとどうなるか。

それは、Chemnameのような化学物質辞書ファイルで、ある分子式をもった化学物質名を検索し、そのうちで、求めるのに該当する物質のCAS登録番号をチェックして、それでCA Searchファイルを検索する、ということになる。<sup>(2)</sup>

### 第3節 Index Guide<sup>(3)</sup>

第2節で、Index Guideが出てきた。このIndex Guideは、CAのCSIやGSI (General Subject Index)<sup>(4)</sup>を用いて検索を行なうには、必要不可欠なToolである。

Index Guideのいちばん大きな役割は、

CSIとGSIの見出し語を教えてくれる点<sup>(5)</sup>である。ひとつの事柄についてもいろんな呼び方がある。エイズはAIDSであったり、Acquired immunodeficiency Syndromeであったりする。では、CAのGSIでは、エイズは、どんな見出し語に依っているのか。GSIをAIDSでひいても出てこないのである。こういう時にあわてずに、Index GuideでGSIではどのような見出し語を用いているのかをチェックするとよい。Index Guideを引いてみよう。「AIDS」のところには、"See Immunodeficiency, acquired immune deficiency"となっている。だから、GSIでは、アルファベット順で、Iのあたりで、"Immunodeficiency, acquired..."をみつけることにより、エイズ関連の文献をみつけることができるのである。

私たちは、また、言葉によっては、それをGSIでみるべきか、CSIをひくべきか、とまどう場合がある。そんなときも、やみくもに、これらの索引をひくのではなく、まずIndex Guideをひくのである。CSIをみるべき場合は、CAS登録番号を見出すことができるだろう。

また、see also 参照によって、他にみるべき見出し語を知ることできる。

あるいはまた、見出し語の下に、その見出し語の索引指針が書かれてあったりする。

次回、もうすこしIndex Guideの話をする。

<注>

- (1) 化情協CA p183～参照。今回の説明は、これによっている。
- (2) 丸善MASSISセンター専門研修会「化学基礎」テキストp48～参照。
- (3) 化情協CA p11, ほかに、化情協から、

「Index Guideの使い方」というパンフレットが出ているが、これもぜひみられたい。

- (4) 一般事物，化学物質のクラス名，応用，利用法，性質，反応，装置，方法，生物の種属名などから調べる時にみる索引。化情

協CA p12 参照。

- (5) Weisgerber, David W.  
「Chemical Abstract Service のデータベース」 J A I C I フォーラム  
No.20 (1985) p.7

### 大学図書館問題研究会京都支部第11回支部総会

日時 1988年10月15日(土) 午後2時～5時  
会場 京大会館 201号室  
議題 1987年度の支部活動の総括  
1988年度の支部活動の方針  
1987年度の決算報告  
1988年度の予算  
1988年度支部役員選出

### 第15回全国研究集会

「主題研究・資料研究について」

日時・会場：10月29日(土) 滋賀県立図書館会議室  
10月29日宿泊 いこいの村びわ湖  
10月30日(日) いこいの村びわ湖

研究集会プログラム：

アンケートのまとめ(研究委員会)：29日3:00 P. M. ～5:00 P. M.

個別研究発表：30日9:00 A. M. ～3:00 P. M.

参加申し込み締切：9月30日

参加費：2,000円

宿泊費：一泊二食(含 懇親会費) 10,000円

参加申し込み：郵便番号 520

大津市丸の内町8-35 堤 美智子 まで

葉書に氏名，住所，所属大学，連絡先と宿泊の有無を書いて  
申し込んでください。